

### 3 全国知事会「出先機関原則廃止PT」 中間報告への対応

### 3-① 全国知事会「出先機関原則廃止PT」中間報告への対応

- 全国知事会出先機関原則廃止プロジェクトチームの中間報告で、「廃止・民営化」又は「地方移管」として仕分けされた15事務・権限のうち、7事務・権限については、廃止、終了又は見直しを検討中。

事務・権限に係る仕分け	総務省の見解
<b>I 廃止・民営化</b>	
1 情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成） 【※本資料 4(3)情報通信による地域振興 18頁】	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; background-color: yellow; padding: 5px; margin-right: 5px;">廃止、終了又は見直しを検討中</div> <div> <p>本省で直接実施するもの、自治体に委ねるものについて、それぞれ検討中。</p> <p>国の施策の紹介を含むものであることから、内容を絞り込んで検討中。</p> </div> </div>
2 情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等） （対地方自治体） 【※本資料 4(3)情報通信による地域振興 18頁】	
<b>II 地方移管</b>	
1 情報通信技術（ICT）に関するベンチャー支援（独立行政法人への推薦）	廃止済。（昨年11月の事業仕分け結果。）
2 民放テレビ難視聴解消事業	本事業は平成20年度で終了。
3 情報通信技術（ICT）に関する産学官連携（民間に対する助成）	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; background-color: yellow; padding: 5px; margin-right: 5px;">廃止、終了又は見直しを検討中</div> <div> <p>本省で直接実施するもの、自治体に委ねるものについて、それぞれ検討中。 なお、現状において、民間に対する助成は行っていない。</p> <p>本省で直接実施するもの、自治体に委ねるものについて、それぞれ検討中。</p> </div> </div>
4 情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対民間） 【※本資料 4(3)情報通信による地域振興 18頁】	
5 内部管理業務（地方移譲に係るもの）	地方移譲に係る検討結果に併せて対処する。
6 ケーブルテレビ等の許認可等 【本資料 4(1)ケーブルテレビ等の許認可等 12頁】	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <p><b>本省指揮の下、全国レベルでの対応が必要な事務</b></p> </div>
7 電気通信事業の登録・届出等 【本資料 4(2)電気通信事業の登録・届出 15頁】	
8 公共情報サービスシステムに係る標準仕様の策定（民間に対する委託実験） 【本資料 4(3)情報通信による地域振興 18頁】	
9 特定信書便事業 【本資料 4(5)信書便事業の監督 21頁】	

## 3-② 全国知事会「出先機関原則廃止PT」中間報告への対応

事務・権限に係る仕分け	総務省の見解
Ⅱ 地方移管	
10 情報通信技術(ICT)に関するベンチャー支援(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律における経営革新計画の承認等)	都道府県をまたがる複数の者から申請があった場合に限り、総合通信局等で各種計画の承認等を行っているもの。既に都道府県が承認主体の事務。
11 情報通信技術(ICT)に関する研究開発(民間に対する助成)	現状において民間に対する助成は行っていない。
12 情報通信技術(ICT)に関する研究開発(国の委託研究) 【本資料 4(4)研究開発 20頁】	本省決定に基づき行う受付窓口事務、地方自治体の業務になじまない事務。本省で直接実施する事を検討中。
13 無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等	無線局の免許等、国専担型の事務・権限に密接に関連するもの。

## 4 個別の事務・権限の見直しについて

# (1)－① ケーブルテレビ等の許認可等

## 1 主な業務内容

- ① 有線テレビジョン放送施設の設置許可等の事務(技術基準の審査を含む。)

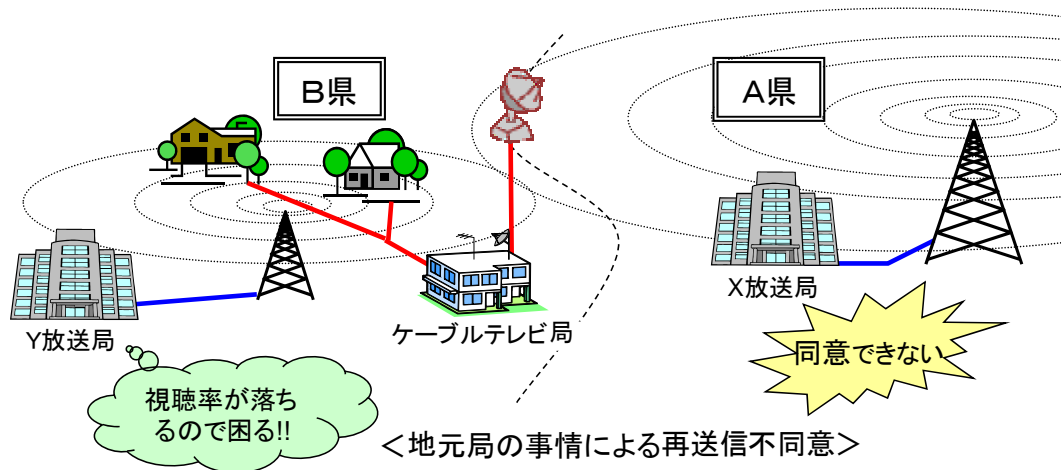
<参考> 自主放送を行う一定規模以上の施設(許可施設)数: 683施設(536事業者、2400万加入世帯)

- ② 有線役務利用放送事業者の登録等の事務(技術基準の審査を含む。)
- ③ 「区域外再送信」の紛争処理に関する事務

総務省では、当事者間の協議を促進させるための取り組みを実施。  
また、ケーブルテレビ事業者は、協議が調わない場合等に総務大臣の裁定を申請することが可能。

### ◇区域外再送信のイメージ

: A県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してB県内の世帯に再送信。



<地元局の事情による再送信不同意>

A県の民放事業者がB県での再送信に「同意」を出した場合、B県の同系列の民放事業者の「視聴率」が低下する恐れがある場合。

# (1)－② ケーブルテレビ等の許認可等

## 2 有線放送の現状

- ① 都道府県域をまたがる再送信の問題(「区域外再送信」)
  - ・現在デジタル放送の有効な同意のある再送信は524件(226事業者)<sup>※</sup>。
  - ・現在デジタル放送の再送信を行っておらず今後同意を求める再送信は361件(153事業者)<sup>※</sup>。
- ② 広域的なサービス提供・事業展開
  - ・インターネット接続サービスを提供しているケーブルテレビ事業者は373事業者<sup>※</sup>。
  - ・県域をまたいで施設を設置しているケーブルテレビ事業者は33事業者<sup>※</sup>。
  - ・全国をサービスエリアとして事業展開している有線役務利用放送事業者は5事業者。
- ③ 地方自治体による事業への関与
  - ・都道府県が出資するケーブルテレビ事業者は23事業者<sup>※</sup>。
  - ・市町村が運営主体のケーブルテレビ事業者は159事業者<sup>※</sup>。

※自主放送を行う許可施設を設置している事業者のみ。

## 3 国と地方の役割分担を変更した場合の課題

- 放送事業者とケーブルテレビ事業者との間で難航する協議(「区域外再送信」)には、県域をまたがる調整が必要である。
- 地方自治体が事業者等となっているケースもあり、事業者(経営者)等と規制当局が同一主体となる、利益相反の問題が発生。
- 伝送路の一部に無線を活用する事例もあり、無線部分を含め、審査を一体的に行うことが効率的であり、各地方自治体が施設の許可のみを切り離して行うことは非効率。
- 「地域密着性」の高い許認可など一部事務のみを地方移管した場合、国・地方の間に新たな二重行政を生じさせるおそれがある。

## (1)－③ ケーブルテレビ等の許認可等

---

### 4 本省実施をするとしたときの課題(出先機関で実施せざるを得ない理由)

#### ① 規律・監督業務

- ・ 本省だけで規律・監督業務を行うことは、全国各地域に所在する有線テレビジョン放送事業者等に多大な負担(相談来訪の都度、東京に来ていただくことになる等)を強いることになる。
- ・ 停波や障害発生等視聴者に影響を与える事故に対しては、直接職員を派遣して立入検査等を早急に行う必要がある。
- ・ 伝送路の一部に無線を活用する施設の許可は、審査を地方局で一体的に行うことが効率的。

#### ② 「区域外再送信」に係る事務

- ・ 協議の実施状況を踏まえた適切な指導、大臣裁定において必要となる電波の到達状況や視聴実態等の調査といった事務は、現地で行う必要があり、本省からその都度職員を派遣して実施するのは非効率。